明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

六　社会保障
七　障害者福祉
八　権利擁護を支える法制度
九　刑事司法と福祉
十　社会福祉調査の基礎
十一　精神医学と精神医療
十二　現代の精神保健の課題と支援
十三　ソーシャルワークの基盤と専門職
十四　精神保健福祉の原理
十五　ソーシャルワークの理論と方法
十六　ソーシャルワークの理論と方法（専門）
十七　精神障害リハビリテーション論
十八　精神保健福祉制度論
十九　ソーシャルワーク演習
二十　ソーシャルワーク演習（専門）
二十一　ソーシャルワーク実習指導
二十二　ソーシャルワーク実習

2　前項第十九号から第二十二号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。

一　前項第十九号に掲げる科目　三十時間
二　前項第二十号に掲げる科目　九十時間
三　前項第二十一号に掲げる科目　九十時間
四　前項第二十二号に掲げる科目　二百十時間（ただし、このうち九十時間以上を、精神科病院又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院若しくは診療所（精神病床を有するもの又は同法第八条若しくは医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の二の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。）（以下「精神科病院等」という。）において実施するものとする。）

3　第一項第十九号に掲げる科目を教授する教員は、次に掲げる者のいずれかに該当する者でなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者
二　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し五年以上の経験を有する者
三・四　（略）
五　社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）第四条第一項第二号イから二までに掲げる者のいずれかに該当する者

4　第一項第二十号から第二十二号までに掲げる科目を教授する教員は、前項第一号から第四号までに掲げる者のいずれかに該当する者でなければならない。

六　福祉行財政と福祉計画
七　保健医療サービス
八　権利擁護と成年後見制度
九　障害者に対する支援と障害者自立支援制度
十　精神疾患とその治療
十一　精神保健の課題と支援
十二　精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
十三　精神保健福祉相談援助の基盤（専門）
十四　精神保健福祉の理論と相談援助の展開
十五　精神保健福祉に関する制度とサービス
十六　精神障害者の生活支援システム
十七　精神保健福祉援助演習（基礎）
十八　精神保健福祉援助演習（専門）
十九　精神保健福祉援助実習指導
二十　精神保健福祉援助実習
（新設）

2　前項第十七号から第二十号までに掲げる科目（以下「実習演習科目」という。）は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間数以上としなければならない。

一　前項第十七号に掲げる科目　三十時間
二　前項第十八号に掲げる科目　六十時間
三　前項第十九号に掲げる科目　九十時間
四　前項第二十号に掲げる科目　二百十時間

3　実習演習科目を教授する教員（以下「実習演習担当教員」という。）は、次に掲げる者のいずれかでなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者
二　学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の教授に関し五年以上の経験を有する者
三・四　（略）
（新設）

（新設）